明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一一九）　二

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（一二〇）　三

〔省　令〕

○国民年金法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**六二）　五

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**一九四）　六

○消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（**消防庁**八）　八

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一〇五五～一〇七六）　九

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（**経済産業**九七）　九

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**六九九）　九

○国民保養温泉地として新たに山形県鶴岡市あつみ温泉を指定する件（**環境**一九）　九

○厚生省告示第百十五号をもって指定した国民保養温泉地湯布院温泉の地域を拡大するとともに、その名称を変更する件（**同**二〇）　九

○道路に関する件（**関東地方整備局**六三～六五）　一〇

○道路に関する件（**近畿地方整備局**五一）　一〇

○都市計画に関する件（**中国地方整備局**四六）　一〇

〔人事異動〕

内閣　内閣府　警察庁　法務省　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

特定保安林の指定について（農林水産省）　一〇

特定保安林の指定の解除について（同）　一一

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

土地家屋調査士懲戒処分、土地家屋調査士法人懲戒処分、国営雫石川沿岸土地改良事業計画関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一一九号）（環境省）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二五号）の施行期日を令和二年四月一日とすることとした。

◇フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二〇号）（環境省）

1　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二条第二項の政令で定めるものとして、現場発泡用の硬質ポリウレタンフォーム用原液のうち住宅の工事現場以外で断熱材の成形のために用いられるもの、硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材並びに冷蔵機器及び冷凍機器を加えることとした。（第一条関係）

2　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者に対する報告の徴収及び立入検査の実施方法を定めることとした。（第五条及び第六条関係）

3　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。